

平成二十七年六月十二日受領
答弁第二五一号

内閣衆質一八九第二五一号

平成二十七年六月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出安倍晋三内閣総理大臣の不規則発言に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘については、平成二十七年六月一日の衆議院我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会において、安倍内閣総理大臣が「二十八日木曜日の本特別委員会における辻元委員の質問の際に、私の不規則発言に関して、言葉が少し強かったとすればおわび申し上げたい旨申し上げました。さらに、先ほど委員長のお指示もいただきました。私の発言に関して重ねておわび申し上げるとともに、御指示を踏まえて真摯に対応してまいります。」と発言したとおりであると認識している。

三について

衆議院規則第四十五条第一項においては、「委員は、議題について、自由に質疑し及び意見を述べるることができる。」と規定されていると承知しているが、この規定は、国会における手続及び内部の規律に関して定められたものであり、その内容について、政府として見解を述べる立場にない。

四について

御指摘の吉國內閣法制局長官（当時）の答弁において示された政府の見解に変更はない。